

## 令和3年度長野県看護大学県内看護職者との共同研究募集要領

### 1 趣旨

長野県看護大学（以下「本学」という。）が実施する県内看護職者との共同研究（以下「共同研究」という。）は、県内の看護現場で働く看護職者が、本学の教員と共同で研究に取り組むことにより課題の解決を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

共同研究に応募しようとする者は、本募集要領に基づき応募するものとする。

### 2 共同研究の実施

応募者自らが提案した具体的な共同研究計画のうち、本学の教員が対応できると認められたものについて、期待される研究成果を考慮して本学が選考し、応募者と本学の教員が共同で研究を行う。

### 3 応募資格

本学が実習を行う施設（医療機関・福祉施設・保健所・市町村役場等）に所属する看護職者（個人又はグループ）で、共同研究の実施について施設（所属）長の許可を得た者とする。

### 4 応募から研究実施までの手順

#### (1) 研究テーマの募集

応募者は、本学教員との共同研究を希望する研究テーマについて、「共同研究の計画内容（テーマ）」（様式1）を作成し、令和3年1月20日（水）までに本学へ提出する。

なお、提出前には本学の教員と相談しておくことが望ましいので、相談方法等が不明の場合には、7の問合せ先まであらかじめ照会すること。

また、実習施設と連携の上、本学の教員も応募できるものとする。

#### (2) 担当教員の指定

本学において、研究テーマに応じて担当教員を指定し、応募者へ通知する。

#### (3) 計画書の提出

応募者は本学が指定した担当教員と連絡調整を行った上、「共同研究計画書」（様式2）及び「予算計画書」（様式3）を作成し、令和3年2月26日（金）までに本学へ提出する。

また、本学の担当教員は「共同研究評価シート」（様式4）を作成し提出する。

なお、「共同研究計画書」を提出する際には、担当教員と相談し、研究に必要な倫理審査を経ておくことが望ましい。

#### (4) 共同研究の選考

提出のあった「共同研究計画書」等に基づき、本学内で協議の上、実施する共同研究を選考する。

なお、令和3年度の実施予定件数は3件程度とし、選考の結果、実施が決定となった応募者及び当該施設（所属）長には令和3年5月上旬までに通知するとともに、長野県看護大学ホームページに掲載する。

## 5 共同研究の内容

### (1) 研究テーマ数

研究テーマ数は、1施設（所属）当たり1件とする。

### (2) 研究期間

研究期間は2年度以内とする。

- ・ 令和3年度
- ・ 令和2年度から令和3年度（研究テーマは承認済み。）
- ・ 令和3年度から令和4年度

なお、研究期間が2年度にわたる場合は、2年度目に改めて「共同研究計画書」（様式2）及び「予算計画書」（様式3）を提出する。

### (3) 研究に要する経費

ア 予算の範囲内で、本学が負担する。（経理は事務局において行う）

- ・ 事前に雇用や購入等の予定を担当教員と調整し、本学事務局へ連絡すること。
- ・ 消耗品の納品や役務の提供が完了した後、販売者が発行した請求書等を速やかに本学事務局へ提出すること。（研究者等が立替え払いした領収書による精算はできません）
- ・ 令和4年2月末日までに雇用や給付（納品や役務の提供等）が完了し、かつ、令和4年3月末までに本学事務局が支払いを完了できる経費を負担する。

イ 1研究テーマにつき、1年度当たり200,000円以内とする。

ウ 以下の経費については、原則として認めない。

- ・ 学会等への出席のための経費（会費、参加費、交通費、宿泊費等）
- ・ 研究終了後、応募者の所属施設に帰属する物品・備品（研究終了後、本学に帰属する場合には、要相談。）

エ 「共同研究計画書」の「研究計画・方法」欄は、「予算計画書」に計上する経費との関係を明記し、「予算計画書」は、単価、数量などの積算根拠を明確にすること。

## 6 研究成果の公表

「長野県看護大学研究集会」において研究成果（経過）を報告するとともに、年度末に研究報告書をPDFファイルで本学へ提出する。

## 7 各種書類の提出先及び問合せ先

〒399-4117 駒ヶ根市赤穂1694番地

長野県看護大学事務局総務課 担当：西山由美子

電話 0265-81-5100 FAX 0265-81-1256

E-mail: kangodai-jimu@pref.nagano.lg.jp

〔提出に当たっては、封筒に「県内看護職者との共同研究関係」と朱記してください。〕